

2014年11月27日

マスミューチュアル生命 みずほ証券を通じ、『悠々時間アドバンス(米ドル建/豪ドル建)』を販売開始



(米ドル建/豪ドル建)

積立利率金利連動型年金(米ドル建) 年金額確定特約付
積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都品川区、代表取締役社長:井本 満、以下マスミューチュアル生命)は、みずほ証券株式会社(本社:東京都千代田区、取締役社長:本山博史)を通じ、2014年12月1日より『悠々時間アドバンス(米ドル建/豪ドル建)』(正式名称:積立利率金利連動型年金(米ドル建) 年金額確定特約付/積立利率金利連動型年金(豪ドル建))の販売を開始いたします。

当商品は、まとまったご資金を海外の金利でふやしながら定期的に受取れる、外貨建・定額の個人年金保険です。ご契約通貨は、米ドルまたは豪ドルの2種類からご選択いただけます。

マスミューチュアル生命は事業の柱の1つである金融機関での保険販売において、これからもお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

商品の特徴

1. まとまったご資金を海外の好金利を活かした運用でふやします。
 - 米国または豪州の金利水準を反映した積立利率で運用しますので、日本に比べ、高い金利が享受できます。
 - ※市場金利情勢によっては、日本の金利より低くなる場合があります。
2. 「ご指定の口座」で「決まった時期」に受取れます。年金はご契約通貨だけでなく、円でも受取れます。
 - ※為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。
3. 円で受取る場合の為替レートを設定することができます。
 - 年金受取時の為替レートが、あらかじめ設定した為替ターゲットレートと同一または円安の場合は円で受取り、設定レートより円高の場合には、年金のお支払いをせず、ご契約通貨で据え置くことができます。
 - 為替ターゲットレートは50円から200円まで、1円単位で設定できます。
 - 為替ターゲットレートの見直しや、お好きなタイミングでの据置年金のお引き出しもできます。
 - ※新為替ターゲット特約の付加が必要となります。

「悠々時間アドバンス(米ドル建)」

年金種類と取扱い範囲				
年金種類	据置期間	年金受取期間/ 保証金額	契約年齢 (被保険者の 満年齢)	年金受取 開始年齢
確定年金	1年	10年・20年	0歳～89歳	1歳～90歳
	5年		0歳～85歳	5歳～90歳
	10年		0歳～80歳	10歳～90歳
年金総額保証付 終身年金	0年*1	下記①、②のいずれか 大きい金額×保証金額割合*2 ①年金原資 ②基本保険金額	16歳～89歳	16歳～89歳
	5年		11歳～85歳	16歳～90歳
	10年		6歳～80歳	

*1 年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります。(据置期間0年(即時払年金特則付加)で年金の分割回数を年6回払または年12回払とした場合)

*2 100%・110%・120%からお選びいただけます。

※年金総額保証付終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

契約の取扱い																			
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。																		
① 一時払保険料	最低 50,000 米ドル以上(100 米ドル単位)																		
	最高 ご契約年齢が 70 歳以上の場合 5 億円*3・4以下																		
② 年金額	最低 1,000 米ドル(米ドルでお受取りになる場合は 6,000 米ドル)																		
	最高 3,000 万円*3・4																		
保険料払込方法	一時払のみ																		
付加できる特約*5・6	・円支払特約 ・年金円支払特約 ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約																		
契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>据置期間</th> <th>10年 確定年金</th> <th>20年 確定年金</th> <th>据置期間</th> <th>年金総額保証付 終身年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>4.5%</td> <td>5.5%</td> <td>0年</td> <td rowspan="3">7.0%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>5.0%</td> <td>6.0%</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>5.5%</td> <td>6.5%</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	据置期間	10年 確定年金	20年 確定年金	据置期間	年金総額保証付 終身年金	1年	4.5%	5.5%	0年	7.0%	5年	5.0%	6.0%	5年	10年	5.5%	6.5%	10年
据置期間	10年 確定年金	20年 確定年金	据置期間	年金総額保証付 終身年金															
1年	4.5%	5.5%	0年	7.0%															
5年	5.0%	6.0%	5年																
10年	5.5%	6.5%	10年																
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の1%を積立金から控除します。																		
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年2回・4回・6回・12回払 (分割1回あたりの受取額は、年2・4・6回払は500米ドル以上/年12回払は250米ドル以上) ※米ドルでお受取りになる場合は、年1回払のみとなります。																		
契約者貸付制度	お取扱いはありません。																		
配当金について	配当金はありません。																		
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。																		
その他のお取扱い について	据置期間および年金受取期間の延長・短縮、基本保険金額の増額ならびに年金種類の変更のお取扱いはありません。																		

*3 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートをを用います。

*4 同一被保険者で当社の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

*5 この商品には年金額確定特約が付加されます(据置期間0年の場合、本特約中の即時払年金特則が適用となります)。

*6 「ご契約のしおり・約款」において付加できる特約として記載されている「保険料円入金特約」は、当該募集代理店ではお取扱いしておりません。なお、米ドル建の保険料を円貨にてご用意いただく際には、当該募集代理店にて取扱う換算レートと「保険料円入金特約」での換算レートとは、異なる場合があります。

「悠々時間アドバンス(豪ドル建)」

年金種類と取扱い範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間	契約年齢 (被保険者の 満年齢)	年金受取 開始年齢
確定年金	1年	5・10・15・20年	0歳～89歳	1歳～90歳
	3年	5・10・15・20・30年	0歳～87歳	3歳～90歳
	5年	5・10・15・20年	0歳～85歳	5歳～90歳
	10年	5・10・15年	0歳～80歳	10歳～90歳

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間、年金受取期間がある場合があります。

契約の取扱い

一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。					
① 一時払保険料	最低	50,000 豪ドル以上(100 豪ドル単位)				
	最高	ご契約年齢が 70 歳以上の場合 5 億円*1・2 以下				
② 年金額	最低	1,000 豪ドル(豪ドルでお受取りになる場合は 6,000 豪ドル)				
	最高	3,000 万円*1・2				
保険料払込方法	一時払のみ					
付加できる特約*3	・円支払特約Ⅱ ・年金円支払特約Ⅱ ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約					
契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)	一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。					
	据置期間	年金受取期間				
		5年	10年	15年	20年	30年
	1年	5.0%	5.5%	5.5%	6.0%	-
	3年	5.0%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%
5年	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	-	
10年	6.0%	6.0%	6.0%	-	-	
年金受取時の費用	年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の 1%を積立金から控除します。					
年金分割受取回数 (円でお受取りになる場合)	年 2 回・4 回・6 回・12 回払 (分割 1 回あたりの受取額は、年 2・4・6 回払は 500 豪ドル以上/年 12 回払は 250 豪ドル以上) ※豪ドルでお受取りになる場合は、年 1 回払のみとなります。					
契約者貸付制度	お取扱いはありません。					
配当金について	配当金はありません。					
クーリング・オフ制度 について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。					
その他のお取扱い について	据置期間および年金受取期間の延長・短縮、基本給付金額の増額のお取扱いはありません。					

*1 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。

*2 同一被保険者で当社の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して 3,000 万円(かつ契約年齢が 70 歳以上の場合)は一時払保険料で 5 億円を超えることはできません。

*3 「ご契約のしおり・約款」において付加できる特約として記載されている「保険料円入金特約」「保険料外貨入金特約」は、当該募集代理店ではお取扱いしておりません。なお、豪ドル建の保険料を円貨または米ドルにてご用意いただく際には、当該募集代理店にて取扱う換算レートと「保険料円入金特約」「保険料外貨入金特約」での換算レートとは、異なる場合があります。

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

下記は一部通貨によって適用が異なります。ご契約いただいた通貨に応じてご確認ください。
なお、詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」・「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■市場リスク・為替リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、当社所定の方法により計算された積立利率で運用しており、将来の年金額がご契約時点においてご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)で確定する年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、この保険は為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要な費用があります。

【契約初期費用(ご契約の締結等に必要となる費用)】

年金の種類、据置期間および年金受取期間に応じ、次の金額を一時払保険料から控除します。

- ・米ドル建:一時払保険料の4.5%~7.0%
- ・豪ドル建:一時払保険料の5.0%~6.0%

【保険期間中の費用】

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要な費用について】

- ・保険料を円貨やご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)以外の外貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料をご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)でお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする年金等をご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)でお受取りになる際や、そのご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)を円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- ・豪ドル建の場合、「円支払特約Ⅱ」「年金円支払特約Ⅱ」の付加により年金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

円支払特約Ⅱ/年金円支払特約Ⅱの為替レート	TTM - 50銭
-----------------------	-----------

* TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2014年11月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■市場リスク・為替リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ・ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- ・据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

マスミューチュアル生命について

MassMutual Life Insurance Company

マスミューチュアル生命は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」に属し、日本国内シニア・法人マーケットを中心に事業展開する生命保険会社です。「お客さま目線」を第一に開発した商品を、提携金融機関・代理店等を通じ提供しております。

マスミューチュアル生命の URL: www.massmutual.co.jp

➤ 格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。

※表記の格付けは2014年11月26日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

AA-

保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国マスミューチュアル)は、1851年創業の大手生命保険相互会社であり、会員及び利益配当付保険契約者のために運営されています。同社はその長い歴史にわたって健全な財務体質と好調な業績を維持しており、配当保証はしていませんが、1860年代以降、適格利益配当付保険契約者に対し毎年配当を実施してきました。米国マスミューチュアルでは、終身生命保険をベースとしつつ生命保険、就業不能(所得補償)保険、長期介護保険、退職/401(k)プランニングサービス、年金保険などお客さまの金融ニーズに合わせた商品を提供しています。さらに、拡大する同社の強力な金融専門家のネットワークにより、お客さまが財産を長期的に管理される上での確かな決断を下されるよう助力しています。

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーならびにその関係会社及び販売代理店を指すマーケティング・ネームです。米国マスミューチュアルはマサチューセッツ州スプリングフィールドに本拠を有しており、主要関係会社には、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、その子会社であるコーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ザ・ファースト・マーカンタイル・トラスト・カンパニー、マスミューチュアル・インターナショナル・LLC、MML・インベスターズ・サービス・LLC、メンバーズ FINRA & SIPC、オープンハイマー・ファンド・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB が含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL: www.massmutual.com

➤ 米国マスミューチュアルの格付けについて

グループの中核となっている「マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランスカンパニー」はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA+」の評価を受けています。

※表記の格付けは2014年11月26日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

AA+

保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社